



納める人

所得税の納税義務者は個人ですが、法人も納税義務者になることがあります。

日本に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（居住者といいます。）、居住者以外の個人（非居住者といいます。）、内国法人、外国法人等のいずれかであるかによって、所得税のかかる範囲、納税方法が異なります。



納める額

$$\text{税 額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税 率} - \text{税額控除額}$$

(注1) 退職所得、山林所得、譲渡所得のうち土地・株式等の譲渡等分離課税となるもの及び利子・配当所得のうち分離課税を選択した場合などは、それぞれ上記の計算方法とは異なります。

(注2) なお、平成25年から令和19年までの各年分については、それぞれの年分の基準所得税額の2.1%を「復興特別所得税」として、所得税と併せて申告・納付することになります。

1 所得の種類と計算方法

種 類	内 容	計 算 方 法
利 子 所 得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－株式などを取得するための負債の利子
不 動 産 所 得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給などの所得	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ 「特定役員退職手当等」については、1/2を乗じません。
山 林 所 得	山林を売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得	土地、株式、金地金などを売った場合の所得	総収入金額等－売却した資産の取得費・譲渡費用－特別控除額（注）
一 時 所 得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	$(\text{総収入金額} - \text{収入を得るための特別に支出した費用} - \text{特別控除額}) \times \frac{1}{2}$
雑 所 得	恩給、年金などの所得	収入金額－公的年金等控除額
	営業でない貸金の利子など、上記各所得にあてはまらない所得	総収入金額－必要経費

(注) 譲渡所得の特別控除には要件があります。

2 所得控除（令和2年分以後）

控除の種類	控 除 の 内 容
雑 損 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族（所得金額が48万円以下の人）の有する住宅や家財を含む生活に通常必要な資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や、これらに関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる控除です。
医 療 費 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に受けられる控除です。控除額は最高200万円です。
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を支払ったり、あなたの給与や年金などから差し引かれた保険料がある場合に受けられる控除です。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金などを支払った場合に受けられる控除です。
生命保険料控除	生命保険や介護医療保険及び個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高12万円です。なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。
地震保険料控除	特定の損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高5万円です。
寄 附 金 控 除	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定の寄附金（2千円超）を支出した場合に受けられる控除です。
障 害 者 控 除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合に受けられる控除です。控除額は1人につき、障害者が27万円、特別障害者が40万円、同居特別障害者が75万円です。
ひとり親控除	あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親（婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一とする子を有する単身者）である場合に受けられる控除です。控除額は35万円です。
寡 婦 控 除	あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親に該当しない寡婦（夫と死別又は離婚し、その後婚姻をしていない者などで一定の要件に該当する者）である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。
勤 労 学 生 控 除	あなたが勤労学生である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。
配 偶 者 控 除	あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、控除対象配偶者（本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者で、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない者、又は白色申告者の事業専従者でない者）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢に応じ、一般の控除対象配偶者（70歳未満）が13万円から最高38万円、老人控除対象配偶者（70歳以上）が16万円から最高48万円です。
配偶者特別控除	あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の年間の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じ、1万円から最高38万円です。
扶 養 控 除	あなたに控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、1人当たり、一般の控除対象扶養親族が38万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）が63万円、老人扶養親族（70歳以上）のうち同居老親等が58万円、同居老親等以外の者が48万円です。 なお、扶養親族とは、本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族（青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている者、又は白色申告者の事業専従者を除きます。）等をいいます。
基 礎 控 除	あなたのその年における合計所得金額が2,500万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は16万円から最高48万円です。

※ 各種控除の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

3 税率（平成27年分以後）

課税される所得金額	税 率	控 除 額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

（具体例）

課税される所得金額が7,000,000円の場合
 $7,000,000円 \times 0.23 - 636,000円 = 974,000円$

4 税額控除（主なもの）

- (1) 配当控除
株式の配当などの配当所得がある場合（一定の場合を除く。）
- (2) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除
借入金等を利用して住宅を取得又は増改築等をした場合で一定の要件を満たす場合
- (3) 住宅耐震改修特別控除
家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合
- (4) 認定住宅等新築等特別税額控除
認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等を購入した場合で一定の要件を満たす場合
- (5) 外国税額控除
外国で所得税に相当する税を納付した場合等



申告と納税

原則として、ご自身で1月1日から12月31日までの1年間の所得金額に対する税額を計算して、翌年2月16日から3月15日までに申告の際の住所地を所轄する税務署に確定申告をし、税金を納めます。
給与所得者及び公的年金の受給者で、一定の者は確定申告の必要はありません。